

当行の保険募集指針

平成24年4月
株式会社愛媛銀行

当行ではお客様の幅広いニーズにお応えすることを目的に、各種保険を取り扱っております。当行は、保険業法、保険業法施行規則、金融商品販売法その他法令および各種ガイドライン等の遵守により、適正な保険募集を行うための各種措置を講じております。

当行が行う保険募集は、お客様と当行との他のお取引に影響を与えることはありませんのでご安心下さい。

1. 当行が募集を行う保険商品について

- ・当行が募集を行う保険契約の引受保険会社ならびに保険会社ならびに保険商品につきましては、当行ホームページもしくは当行に備え付けております『商品ラインナップ』でご確認が可能です。
- ・保険契約は、お客様と引受保険会社とのお取引引きとなります。従いまして、保険契約の引受や保険金・満期返戻金・解約返戻金等の支払いは保険会社が行います。
- ・引受保険会社が経営破たんした場合には、保険金・返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。詳しくは、保険募集時にお渡しする『契約概要・注意喚起情報』もしくは『ご契約のしおり』をご覧ください。

2. 保険募集の制限について

(1) 当行とお客様の勤務先とのお取引による制限について

- ・法令等により、一部の保険商品につきましては、保険募集を行うお客様(対象者)ならびにご契約の条件に制限があります。
当行が事業性資金のご融資を行っている法人、その代表者および個人事業主
当行が事業性資金のご融資を行っている事業者(常時使用する従業員数が20名以下)にお勤めの役員・従業員の方
- ・本制限により、一部の保険商品のご提案にあたりましては、お客様の勤務先等をお聞きすることがありますので、予めご了承ください。
ご申告いただいた勤務先等が上記に該当する場合には、当行では保険募集を行いませんので、他の保険代理店にてご加入ください。
- ・当行が事業性資金のご融資を行っている事業者(常時使用する従業員数が21名以上)にお勤めの役員・従業員の方への生命保険および第三分野(医療保険等)商品の募集につきましては、以下の保険金等の額を限度としてお取り扱いをさせていただきます。

1. 生命保険

保険契約者一人あたりの保険金その他給付金の額の合計について1000万円を限度

2. 第三分野

保険契約者一人あたり、以下の各項目ごとに定められた給付金額を限度

疾病診断または要介護診断給付一時金 1保険事故につき100万円

疾病入院給付金 日額5千円、特定の疾病に係る保険は日額1万円

疾病手術給付金 1保険事故につき20万円、特定の疾病に係る保険は40万円

疾病診断または要介護給付年金 月額5万円

* 詳細につきましては、該当商品の募集を行わせていただく際にご説明させていただきます。

(2) 当行とお客様ご自身とのお取引による制限について

- ・お客様が当行に事業性資金の融資のお申込みをされており、当行がそのお申込みについてのご回答をするまでの間は、法令等により、一部の保険商品の保険募集を行うことができませんので予めご了承ください。(確認の為に申込みの有無をお聞きすることがございます。)

3. 当行の販売責任について

- ・当行では、お客様への保険募集に際しましては、各種法令、ガイドライン等の遵守に努めておりますが、万一、法令等に違反する保険募集を行ったことによりお客様に損害が生じた場合には、当行は保険代理店としての販売責任を負います。
- ・なお、保険契約の中途解約や変額年金等の運用環境悪化による元本割れ、また引受保険会社の経営破たん等の理由によりお客様に損害が生じた場合には、当行の説明義務違反、法令義務違反の場合を除き、当行はこの損害をてん補しません。

4. 保険募集に関する苦情、ご相談等について

- ・当行では、保険募集に関するお客様の苦情やご相談ならびにご加入いただきました保険契約の契約内容、保険金等のお支払い手続きを含む各種手続き方法に関するお問い合わせに対し、適切かつ迅速に対応いたします。ご不明の点がございましたら、当行の取扱店または下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

【お問い合わせ先】 愛媛銀行お客様サービス部 電話番号 0120-22-0576 受付時間 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)

- ・当行では、保険募集に関する苦情処理および紛争解決については、当行が契約する指定紛争解決機関は全国銀行協会とします。

【連絡先】 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

- ・当行では、法令に基づき、お客様への保険募集時の説明に係る記録等(保険募集に関してお客様より提出していただいた書類等を含む)を保険期間満了時まで保存しています。また、フリーダイヤル等に寄せられた苦情を記録させていただきます。
- ・なお、ご相談内容、お手続き方法ならびにご加入いただいております保険商品により、当該契約の引受保険会社等と連携してご対応させていただきます場合や、引受保険会社等所定の連絡窓口をご案内させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

以上